

令和8年度

小松市空き家有効活用奨励金

貸したい方

購入した方

小松市空き家バンクに登録されている空き家を改修して賃貸住宅として貸し出す場合、または自己の居住用に購入し改修する場合、もしくはさかさまバンクを利用して成約した空き家を改修する場合に改修費用の一部を助成します。

		賃貸物件	購入物件
補助金額	改修費用の1/2を助成 ※門、柵等を含む外構工事費は対象外 例1：対象工事費87万円→補助額40万円（上限） 例2：対象工事費34万円→補助額17万円	(限度額) 40万円	(限度額) 40万円
	<市外居住加算> 購入した空き家に住む人が市外からの転入者の場合 ※対象条件は「ようこそ小松定住促進奨励金」（別紙参照）に準ずる		10万円
条件	① 改修前の建物は、小松市内に所在する建物で、以前使用されており、現に使用されていない戸建て住宅（空き家）であること。	○	○
	② 小松市空き家バンクの登録物件であること（※1）	○	○
	③ 改修費用が20万円以上であること	○	○
	④ 改修後、賃貸住宅として10年以上扱うこと（※2）	○	
	⑤ 借りる人、買う人が所有者の3親等以内ではないこと	○	○
	⑥ 市税の滞納がないこと	○	○
	⑦ 対象の建物が過去に当該奨励金の交付を受けていないこと ※当該奨励金を利用できるのは一物件につき一回限りです	○	○

※1 さかさまバンク成約時は除く / ※2 空き家バンク登録物件のみ。さかさまバンク成約時は除く。

【フラット35】を利用する方へ

小松市空き家有効活用奨励金は【フラット35】連携制度です。（上記購入物件のみ対象）金利引き下げの対象となりますので、詳細は金融機関で事前にご相談ください。

<問い合わせ先>

小松市都市創造部 建築住宅課（空き家バンク担当）

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

TEL：(0761)24-8104 Eメール：teiju@city.komatsu.lg.jp

※詳しくは小松市ホームページをご覧ください

有効活用奨励金

